

(2) 校内研修の充実

この基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図る。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施する。

(3) 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、相談しやすい環境をつくるなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

(4) 学校における取組状況の点検・充実

学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」、また、美郷町教育委員会が作成した「美郷町いじめ防止基本方針（H30改訂版）」等の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指す。

(5) 地域や家庭との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTA等との連携促進を図り、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(6) 関係機関との連携について

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応に努める。

(ア) 町教育委員会との連携

- ・ 関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法等の相談・連携
- ・ 関係機関との調整に関する相談・連携

(イ) 警察との連携

- ・ 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・ 犯罪等の違法行為がある場合

(ウ) 福祉関係との連携

- ・ スクールソーシャルワーカーの活用（県教育委員会への依頼）
- ・ 家庭の養育に関する指導・助言
- ・ 家庭での生徒の生活・環境の状況把握

(エ) 医療関係との連携

- ・ 精神症状についての治療、指導・助言依頼

4 重大事態への対処

(1) いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が町教育委員会に報告するとともに、町教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

○ 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

- 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
 - ・ 年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・ 連続した欠席の場合は、状況によって判断する。
 - 生徒又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性がある。調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。
- (2) 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報の保護に配慮した上で適時・適切な方法で説明する。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

- (1) 学校は、町教育委員会の基本方針の策定から3年を目途として、国や県の動向等を勘案しながら、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。
- また、基本方針については、状況や課題に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努める。
- (2) 学校の基本方針については、本校のホームページ上で公表する。

年間を見通したいじめ防止指導計画について

別紙1

いじめの未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的、計画的に取り組むために、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間計画を立てて、学校全体でいじめの問題に取り組めます。

| | 項目 | 時期 | |
|-------------|-----------------------------------|----------------------------------|----------------------|
| いじめ防止のための措置 | 生徒が主体となった活動 | ○ 異学年交流の推進 | 4月, 7月, 9月, 3月 |
| | | ○ 学級での話し合い活動の実施 | 毎月1回 |
| | | ○ 小・中合同あいさつ運動の実施 | 奇数月の初め |
| | | ○ 縦割り清掃活動の実施 | 通年 |
| | | ○ ボランティア活動の推進 | 通年 |
| | | ○ 生徒会による相談箱の設置 | 通年 |
| | | ○ 生徒会による文化祭や体育大会など学校行事の企画参画 | 7月, 9月 |
| | 教師が主体となった活動 | ○ 一人一人の実態に応じた“分かる授業”の展開 | 通年 |
| | | ○ 教員相互の授業研究会の実施 | 9月以降 |
| | | ○ 教育相談週間の設定 | 年2回 |
| | | ○ 教科や学級活動を中心とした道徳教育や情報モラル教育の時間設定 | 年3回 (6月, 10月, 2月) |
| | | ○ 外部講師による講演会の実施 | 年1回 |
| | | ○ PTA総会での学校方針説明 | 4月 |
| | | ○ 学校だよりを活用したいじめ未然防止活動の報告 | 学期1回 |
| | ○ 家庭教育学級「人権学習」の実施 | 3学期1回 | |
| いじめの早期発見の措置 | ○ 生徒の発する具体的なサインの作成と共有 ※別紙2、3参照 | 通年 | |
| | ○ 学校独自のアンケートの実施 | 毎月 | |
| | ○ 県下一斉のアンケートの実施 | 12月 | |
| | ○ 職員会議での情報の共有 | 通年 | |
| | ○ 進級時の情報の確実な引き継ぎ | 通年 | |

※ 計画を作成するに当たっては、教職員の研修や生徒への指導、地域や保護者との連携等に留意し、総合的にいじめ対策を推進する。